

埼例規第23号・交規

昭和49年 7 月 29 日

埼玉県警察本部長

工事又は作業を行う場合の道路の管理者と警察署長との協議に関する協定の締結について（例規通達）

このたび、埼玉県知事との間に、みだしの協定を締結し、昭和49年 8 月 1 日から実施することになったので、次の諸点に留意して運用上誤りのないようにされたい。

## 記

### 1 協定締結の趣旨

道路交通法（昭和35年法律第105号）第80条第 1 項の規定に基づく道路使用許可に関する道路管理者の特例については、昭和35年総理府、建設省令第 2 号「工事又は作業を行う場合の道路の管理者と警察署長との協議に関する命令」及び同年警察庁交発第45号、建設省道発第552号「工事又は作業を行う場合の道路の管理者と警察署長との協議に関する命令の運用について」により運用してきたが、細部についての取扱いは必ずしも明確にされておらず、従つて、統一的な取扱いでなく道路工事等の内容によつてそのつど個々に処理されている実情にあるため、これが取扱いの斉一化と事務処理の合理化を図ることを目的として、今回、埼玉県が行う道路工事等について協定を締結したものである。

### 2 運用上の留意事項

#### (1) 協議の対象について

この協定は、埼玉県が維持管理する一般国道及び県道について、道路管理者である埼玉県知事（代行者は各土木事務所長）が道路工事等を行う場合を対象とするものであること。

なお、道路工事等には、いわゆる直営工事のほか請負工事も含まれ、対象となる道路は現に供用を開始している道路に限られること。

#### (2) 道路工事等を行う場合の一般的基準についてあくまでも一般的基準であり、地域の特殊性及び道路工事の種別等によつて個々具体的に判断し、道路工事等が交通に及ぼす影響を最少限度にとどめ、交通の安全と円滑を図るとともに、特に夜間における騒音等、生活環境の保全にも充分配慮すること。

(3) 協議の区分等について

- ア 協議は、原則として、道路工事等協議書（別記様式）により行うこと。
- イ 口頭協議は、緊急を要し、かつ、あらかじめ文書協議をするいとまのないときであつて、文書協議に要する期間内（10日間又は20日間）に終了する工事等で、しかもその期間内に施工しなければならない道路工事等に限定されるものであること。
- ウ 一括協議の対象となる道路工事等は、日常の管理行為として行われる維持作業（砂利の補給等）であつて、通行の禁止又は制限等の措置の有無にかかわらずすべての場合が含まれ、各土木事務所長から年2回、工事計画等により一括協議されるものであること。
- エ 公安委員会の規制を要する道路工事等については、工事着手20日前までに協議書を送付されることになつているが、この場合は、協議に先立ち所轄警察署長に事前連絡されるものであること。従つて事前連絡のあつた段階で充分検討し、必要な指導、助言をするとともに、規制に伴う関連事務を処理すること。
- オ 文書協議の際は、つとめて道路工事等の担当者が所轄警察署に出向き、工事内容の説明を行うよう申し合せずみである。

(4) 措置及び回答について

道路工事等の場所が2以上の警察署の管轄にわたるときは、現場の实地踏査を行う等関係警察署と充分協議のうえ、道路における危険防止と交通安全、円滑を図るために必要な意見、要望事項等について調整し、すみやかに回答すること。

(5) 指導監督体制の強化について

特に請負工事については、協議内容を請負業者に文書で周知徹底させるとともに、施工段階における指導監督も強化されることになつているので、常に道路工事等の実施状況をは握し、必要な勧告を行うこと。

実施日（平成12年9月29日埼例規第65号・総）

この例規通達は、平成12年10月1日から実施する。

別記様式

道 路 工 事 等 協 議 書

土 発 号  
年 月 日

警察署長 殿

土木事務所長 印  
(電話 )

道路交通法第 80 条の規定に基づき、次のとおり協議します。

路 線 名	一般国道 県 道	号 線	工事名	工事
施 行 場 所				
施 行 時 期	年 月 日から 年 月 日まで			日間
	午前・午後 時 分から午前・午後 時 分まで			
工 事 概 要	添付図面のとおり			
通行の禁止制限 (制限の種類)		道路交通に 対する措置	添付図面のとおり	
工 事 監 督 員	職 氏 名			
請 負 者	業 者 名		所在地	
	現場代理人 職 氏 名		電話	

(注) 添付図面 (1) 施行場所、まわり道 (区間延長幅員) を明示した位置図  
(2) 工事概要、道路標識類、保安施設等を明示した平面図

発 号  
年 月 日

土木事務所長 殿

警察署長 印

上記の協議について、次のとおり回答します。

意 見 等	別紙のとおり
-------	--------